

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けた取組は、昭和50年の国際婦人年以来、国際社会における様々な取組と連動しながら進められてきました。

平成11年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合いながら、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が、21世紀の最重要課題と位置付けられました。

さらに、平成27年には、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。

本市においては、平成14年に「たかまつ男女共同参画プラン」を策定し、女性問題の解決や男女共同参画の様々な施策に取り組み、また、平成19年には「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、合併により広域化した市域を背景に新しい課題に対応しながら、男女共同参画の様々な施策・事業に取り組んできました。さらに、平成24年には「第3次たかまつ男女共同参画プラン」を策定し、女性に対する暴力の根絶にも対応しながら、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進してきました。

しかしながら、それぞれの計画において一定の成果をあげてきたものの、男女共同参画社会の実現に向けて、解決しなければならない課題はいまだ多く存在しています。

この度、「第3次たかまつ男女共同参画プラン」の計画期間が平成27年度で終了することから、これまでの取組を継承しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けての施策を総合的、計画的に推進するため、「第4次たかまつ男女共同参画プラン」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく市町村男女共同参画計画です。

また、本計画は、「第 6 次高松市総合計画」を上位計画とし、関連する他の部門の個別計画との整合性を図りながら、本市における男女共同参画社会を実現するための部門別計画として策定するものです。

さらに、本計画は、市町村が策定することとされている、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画、及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画の内容を含んでいることから、これらの計画としても位置付けるものです。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間とします。

年度	H14~18	H19~23	H24~27	H28	H29	H30	H31
計画	たかまつ 男女共同 参画プラン	たかまつ 男女共同 参画プラン (改訂版)	第 3 次 たかまつ 男女共同 参画プラン	第 4 次たかまつ 男女共同参画プラン			

## 4 計画策定の背景等

### (1) 社会的背景

#### ① 人口減少、少子・超高齢社会の到来

少子高齢化の急速な進展により、日本の人口は、平成 20 年をピークに減少局面に入り、今後もさらに減少すると見込まれています。少子高齢化による人口構成の大きな変化やグローバル化による産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大を始めとする雇用の不安定化、社会保障の持続可能性へ

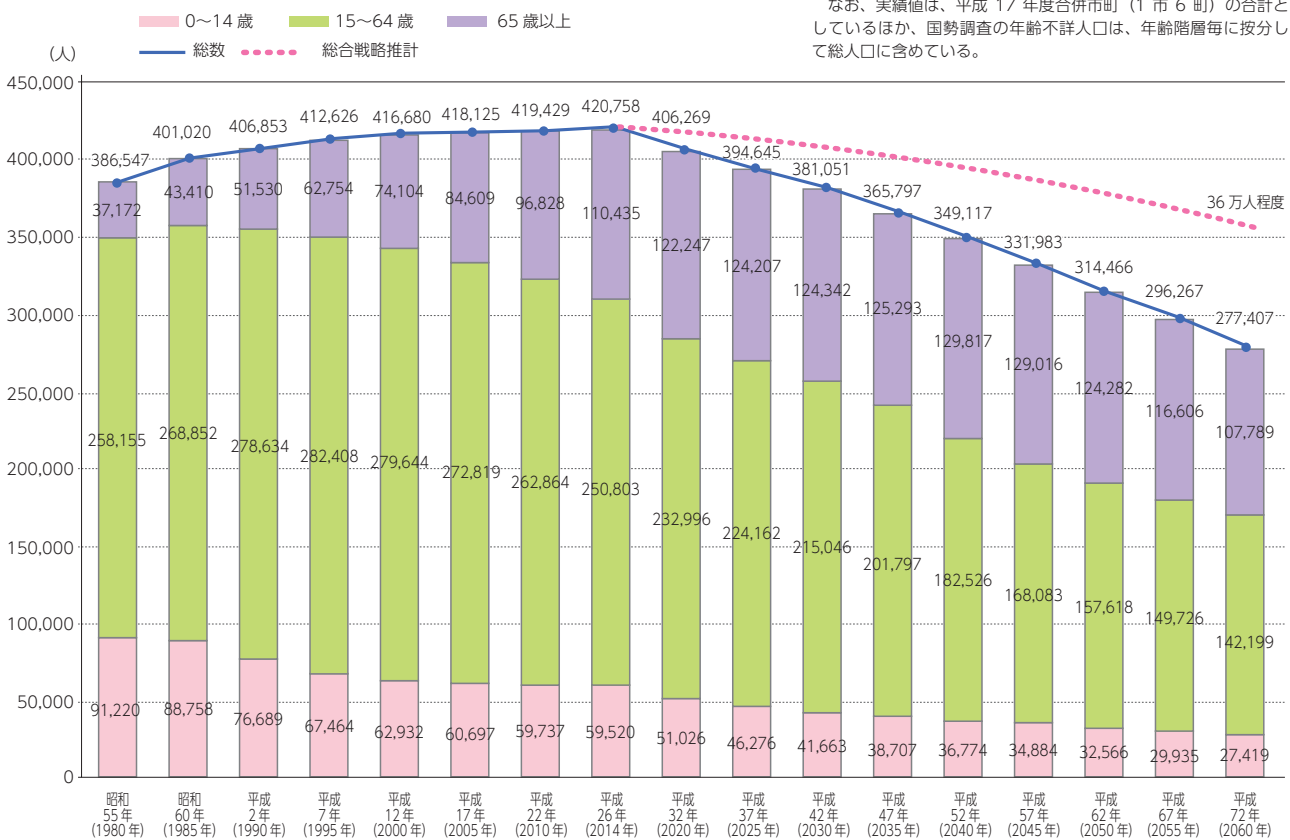
の支障など、様々な課題が生じており、これらの解決に向けて、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。

このような中、本市の推計人口は、平成26年10月1日現在420,758人と、香川県の推計人口が11年に103万人余でピークを迎え、その後減少している中で、12年以降もわずかながら増加を続けてきました。

しかし、全国的な人口動向と同様に、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少傾向であるのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子・超高齢社会の波が押し寄せています。

こうした少子高齢化は、地域経済の活力維持に深刻な影響を与えることが懸念されるほか、人々の暮らしの中では、認知症や寝たきりなどの要支援・要介護高齢者が増加し、介護にあたる人々への負担は今後ますます大きくなることが考えられます。

高松市人口の現状と将来予測



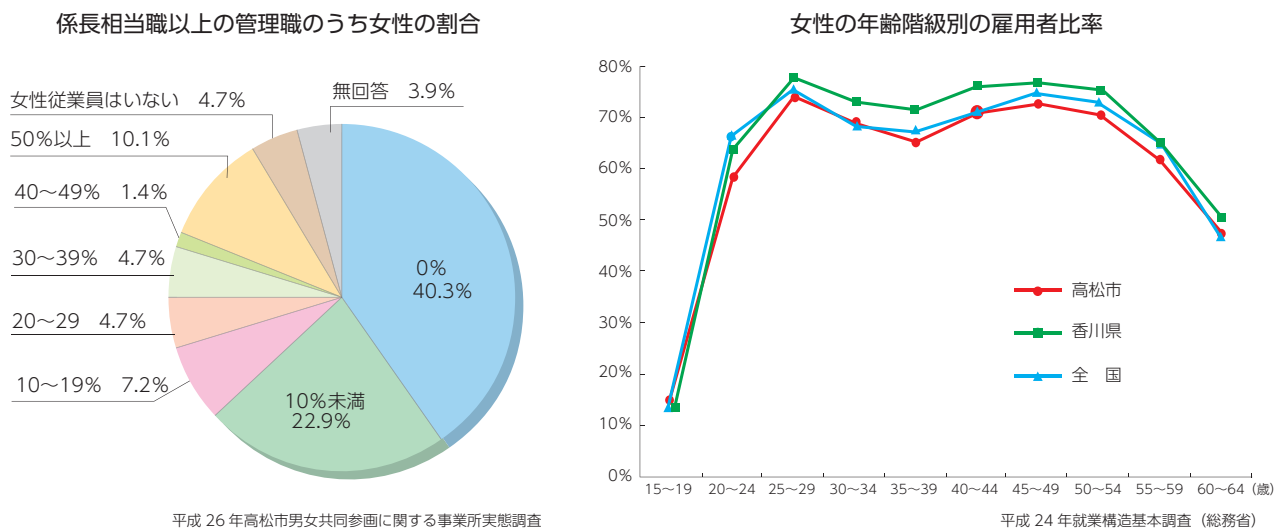
※ 平成22年までは国勢調査、平成26年度は推計人口、平成32年以降は 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」の推計方法により作成。  
 なお、実績値は、平成17年度合併市町(1市6町)の合計としているほか、国勢調査の年齢不詳人口は、年齢階層毎に按分して総人口に含めている。

② 女性をめぐる状況

政府は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」との目標を掲げ、取組を進めてきましたが、就業者の4割を女性が占める中で管理的職業従事者（会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等）に占める女性の割合はいまだ1割と、諸外国に比べ、低い水準にとどまっています。

本市の事業所実態調査（平成26年）においても、「係長相当職以上の管理職のうち女性の割合」は、0%の回答が40.3%と最も多く、次いで10%未満の22.9%となっており、30%以上と答えた事業所は、16.2%という結果になっています。

また、働く女性の約6割が第一子の出産を機に離職し、女性の労働力率が子育て期に当たる30代で低下するといわれる状況（M字カーブ問題）については、依然として解消されていません。本市の女性の年齢階級別雇用者比率のグラフは、概ね全国調査と同じカーブを描いています。



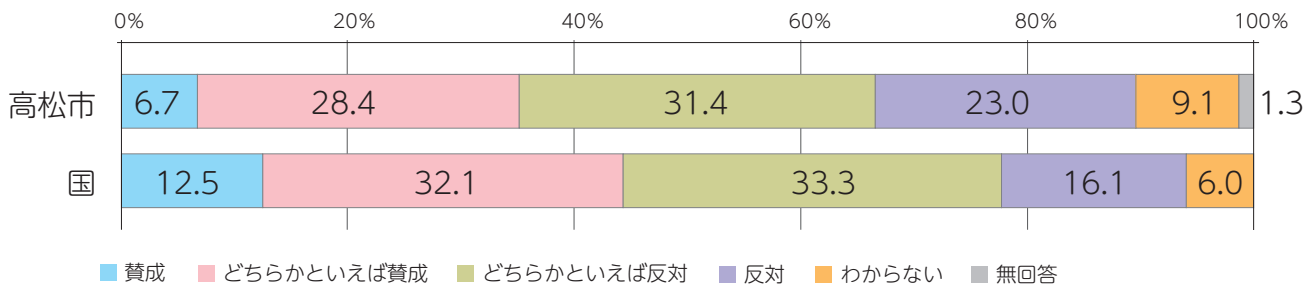
(2) 意識と慣行

女性の参画が、期待されるほどの成果を得られていない大きな理由として、依然として残る「男は仕事、女は家庭」といった性別に基づく役割分担意識と長時間労働が可能であることを前提に評価されてきた男性中心型労働慣行があります。

本市の市民生活意識調査（平成26年）によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する者の割合は、35.1%と全国調査の44.6%を下回っています。しかしながら、「家庭生活」、「職場」、「地域活動の場」において、男性が優遇されていると考えている者の割合は、全国調査を大きく上回っています。

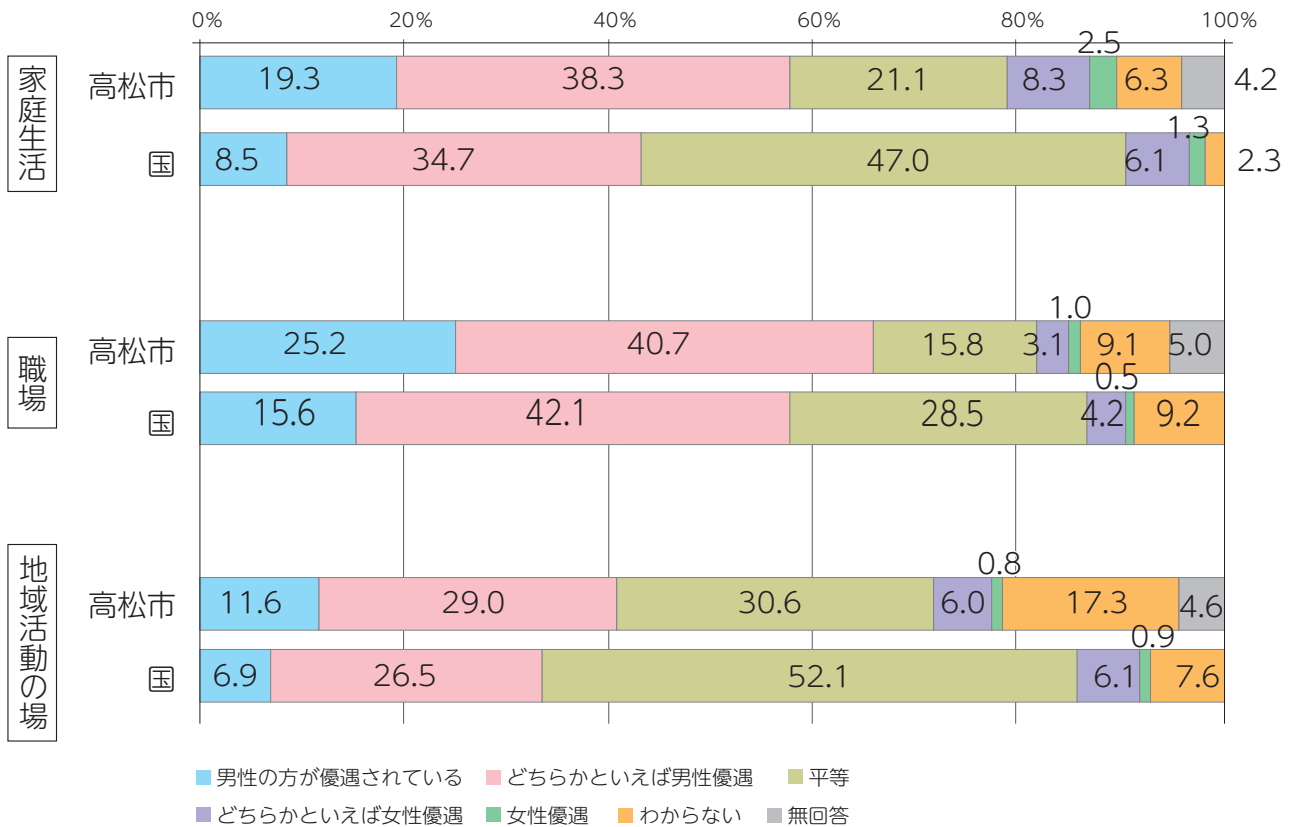
また、平成27年版男女共同参画白書によると、香川県の男性の長時間労働者の割合は、他の都道府県と比較して高い状況にあります。長時間労働は、男性自身の仕事と生活の調和の実現を阻害するだけでなく、家事等における女性の負担を大きくし、女性の仕事と生活の両立を難しくしています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



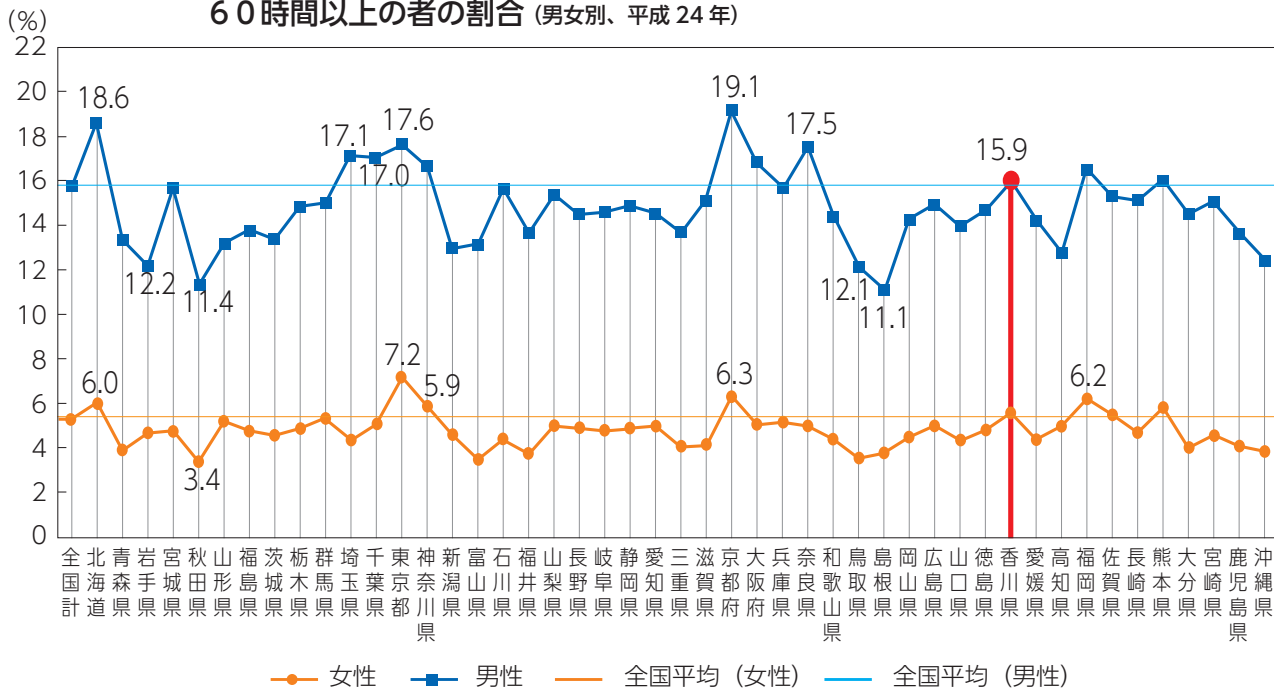
平成26年高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

男女の地位の平等意識について



平成26年高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

都道府県別年間就業日数200日以上の利用者のうち週間就業時間60時間以上の者の割合 (男女別、平成24年)



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」(平成24年)より作成。 平成27年版男女共同参画白書(内閣府)  
 2. 雇用者には「会社などの役員」を含む。

### (3) 東日本大震災の経験から得た教訓

東日本大震災では、被災地において、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しました。一方で、物資の備蓄・提供や避難所の運営等において女性の視点に立った対応が十分ではなかったなど、様々な課題が明らかになりました。

それらの経験から、そもそも防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠であること、また、災害対応における男女共同参画の視点が重要であることが改めて認識されました。

### (4) 女性に対する暴力をめぐる状況

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は、引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。

また、近年、ソーシャル・ネットワーク・サービスなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力は多様化しており、そうした新たな形の暴力に対しても、迅速かつ的確な対応が必要です。

## (5) 国等の動き

国においては、我が国が持続可能な成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、「我が国最大の潜在力」である女性の力を最大限に発揮することが重要であることから、その発揮を経済成長のために不可欠なものとして、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)や、引き続く「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)の中核に位置付け、様々な取組が進められています。

2つの日本再興戦略では、待機児童の解消やいわゆる「小1の壁」の打破等、女性の活躍に不可欠な仕事と子育て等の両立のための環境の整備や、企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進等の更なる女性の活躍を推進するための施策等が盛り込まれました。

また、平成27年6月26日には、すべての女性が輝く社会づくり本部において、「女性活躍加速のための重点方針2015」が決定されるとともに、「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)においても、女性の活躍を引き続き強力に推進することとされています。

さらに、平成27年8月には、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。

このほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。

平成27年12月には、平成28年度から平成32年度までの施策を掲げた第4次男女共同参画基本計画が策定されました。また、香川県においても、平成27年12月に「第3次かがわ男女共同参画プラン」が策定されました。

## (6) 本市の取組

本市では、女性問題解決のための基本的な計画として、昭和63年に「高松市女性行動計画」を、平成6年に「第2次高松市女性行動計画」を、平成10年には「第2次高松市女性行動計画(改訂版)」を策定しました。この間、平成7年には、男女共同参画社会の実現を推進するための市民の活動拠点として、高松市女性センター

をオープンし、平成9年には、中四国で初めて「男女共同参画都市宣言」を行いました。

平成14年には、男女共同参画社会基本法に示された理念に基づき、第1次となる「たかまつ男女共同参画プラン」を、平成19年には第2次プランを、平成24年には第3次プランを策定し、総合的かつ計画的に様々な施策を展開してきました。

第3次プランでは、4つの基本目標にそれぞれの評価指標を設け、毎年度その達成状況を検証し、PDCAサイクルに基づき進捗管理を行ってきました。

平成26年実績値におけるプランの達成状況は下のとおりとなっています。達成率100%以上の評価指標は20項目（約39%）、達成率50%以上の評価指標は29項目（約57%）であり、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

第3次たかまつ男女共同参画プランの達成状況（平成26年度）

基本目標・主要プラン	達成状況				評価項目 合計
	A	B	C	D	
<b>I 男女共同参画の意識づくり</b>	4	0	1	3	8
1 男女共同参画に向けた意識改革	3	0	1	1	5
2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1	0	0	2	3
<b>II あらゆる分野への男女共同参画の促進</b>	4	1	1	2	8
3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	3	0	0	0	3
4 地域における身近な男女共同参画の促進	0	1	0	2	3
5 国際的視点に立った男女共同参画の推進	1	0	1	0	2
<b>III 男女が共にいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり</b>	10	4	6	4	24
6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	7	1	5	2	15
7 子育て・介護支援の充実	1	1	0	1	3
8 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1	2	1	0	4
9 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり	1	0	0	1	2
<b>IV 男女の人権が尊重される社会づくり</b>	2	4	3	2	11
10 人権尊重の意識づくり	0	1	0	1	2
11 女性に対するあらゆる暴力の根絶	0	0	2	1	3
12 生涯を通じた男女の健康づくり	2	3	1	0	6
合 計	20	9	11	11	51

評価指標から見た取組状況の評価基準については、次のとおりです。

達成率算出方法 
$$\frac{\text{当該年度実績値} - \text{平成22年度基準値}}{\text{平成27年度目標値} - \text{平成22年度基準値}} \div 4 \text{ (計画年度)} \times 3 \text{ (経過年数)}$$

評価基準

達成率100%以上のものを「A」、50%以上100%未満を「B」、0%以上50%未満を「C」、0%未満（マイナス）を「D」としています。



## (7) 今後の課題

本市における「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識の解消は、全国の中でも進んでいると考えられます。しかしながら、家庭生活、職場、地域活動の場において、男性が優遇されていると考えている人の割合は、全国平均よりも高く、さらに、長時間労働を前提とした男性中心型労働慣行も依然として残っている状況にあります。これは、男女共同参画社会について、頭では分かっているつもりでも、行動に移せるまでの理解はできていないという人が多いためだと考えられます。

この状況を解消するためには、家庭生活においては、男女共同参画に向けた男性の意識改革、企業においては、女性活躍推進に向けたトップ及び幹部の意識改革、地域活動の場においては、地域で活躍する女性の育成に向けた男女の意識改革が不可欠です。

また、これらの展開とあわせ、市女性職員の管理職登用や審議会等委員への女性の登用推進に取り組むなど、職場等における男女共同参画の促進に向け、市が率先垂範を図ります。

